

## 町税などは期限内に納付しましょう！

ページ番号  
1001690

町税などは、私たちの暮らしを支えるさまざまな施策の貴重な財源であり、定められた期限(納期限)までに自主的に納めていただくものです。町税などを納め忘れると「滞納」となり、**財産の差し押さえなどの滞納処分を受けることになりま**すので、必ず納期限までに納付してください。

※令和7年度 差押件数40件 約490万円

### ■納期限を経過すると・・・

#### 【延滞金について】

法律の定めによって、**納期限から20日以内に督促状が発送されます**。また、納期限の翌日からは、滞納する**本税などが完納するまでの間、延滞金が加算され、納付が遅れるほど増額します**。

#### 【納期限後の納付について】

納期限を経過した納付書を使用した場合、納付日までに加算された延滞金について、別途担当課にて納付書を発行しますので、早めにご連絡ください。※電話や文書などで催告を行う場合があります。

なお、延滞金も法令などにより納付が義務付けられており、**延滞金だけが未納の場合でも滞納処分の対象となります**。

☎ 税務課 徴収推進室 ☎32-5091

## 町民税・県民税・森林環境税の納税通知書発送について

町民税・県民税・森林環境税の納税通知書を6月4日(木)に発送する予定です。内容を確認いただき、期限までに納付してください。納税通知書が届かない場合や、内容について不明な点がある場合などは、税務課までお問い合わせください。

☎ 税務課 ☎32-1103

## 令和9年度から「宅地等介在農地」の固定資産税評価が変わります

ページ番号  
1003553

令和9年度より、農業委員会の転用許可を受けている農地(宅地等介在農地)の固定資産税の評価方法が変更となります。

### ■「宅地等介在農地」とは？

農地から住宅地の造成など、田・畑とは異なる目的で土地を利用するため、農業委員会の転用許可を受けている農地のことです。

### ■なぜ評価方法が変わるのですか？

転用許可を受けた農地は、農地法の規制から外れ、宅地などとして利用できる潜在的な価値を有するとされています。そのため、土地の利用実態や潜在的な利用価値を適正に反映するため、評価方法の見直しを行うものです。

### ■対象となる土地

令和9年1月1日までに転用許可を受けている農地

※実際に宅地などとして利用していない場合でも、農業委員会の転用許可を受けている場合は、本見直しの対象となります。

### ■見直しの内容

固定資産税は、毎年1月1日現在の状況に基づいて課税されます。

今回の見直しにより、現在も農地として利用している場合であっても、原則として宅地並みの評価を行います。そこから、宅地として利用するために必要となる造成費相当額を控除したうえで評価し、課税します。

※なお、既に転用目的が果たされている場合は、その転用目的および現況に応じた評価を行います。

※本見直しにより、対象となる土地については、評価額および税額が変わる場合があります。

☎ 税務課 ☎32-1103

## 家の困った！ご相談ください

- トイレ
- キッチン
- お風呂
- エコキュート
- 石油給湯器
- 注文住宅
- 駐車場
- カーポート
- テラス
- サンプルーム
- ウッドデッキ
- フェンス



LINEで  
相談できます



ギフトホーム  
養老町大坪559

☎0120-39-0768

- 新築・リフォーム・建具・家具・太陽光
- 日曜大工・DIYはネットショップへ

「木材加工.com」「フリー板.com」を

検索

株式会社 藤井ハウス産業株式会社

岐阜県養老郡養老町押越1974 TEL 0584(32)1241